

## 第1 趣旨

この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により行う入札のうち、調布市制限付き一般競争入札要綱（平成21年2月24日要綱第10号）第2に規定する対象工事等以外の物品等を対象とした入札（以下「試行型制限付き一般競争入札」）の試行実施について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 対象物品等

試行型制限付き一般競争入札は、別に定める調布市物品等契約に係る制限付き一般競争入札試行実施基準（以下「試行型実施基準」という。）に定める物品等（以下「対象物品等」という。）に係る契約のうちから、当該契約を主管する課の課長と総務部契約課長とが協議のうえ決定した契約について行う。

## 第3 参加資格

試行型制限付き一般競争入札に参加することができる者は、対象物品等の契約締結依頼額に応じて試行型実施基準に定める対象者の範囲内の者で、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 調布市契約事務規則（昭和39年調布市規則第33号。以下「規則」という。）第4条の規定により市長が公示した競争入札参加資格を有し、かつ、対象物品等に対応する業種又は営業種目に登録していること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号。以下「指名停止等要綱」という。）に定めるところにより指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号。以下「暴排要綱」という。）に定めるところにより入札参加排除措置を受けていないこと。
- (4) 納期の経過した市税（区町村税を含む。）を完納していること。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、その構成員が同一の入札案件に参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一の入札案件に参加していないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（手続開始の決定後、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者で、市の審査を経て有資格者として認定されたものを除く。）。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象物品等に応じて特に必要と認める要件を満たしていること。

#### 第4 公告

市長は、試行型制限付き一般競争入札を実施しようとするときは、規則第6条の規定により公告する。

#### 第5 入札の参加申請

試行型制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、第4の規定による公告（以下「公告」という。）で定めるところにより、市長に対して入札の参加を申請しなければならない。

#### 第6 入札参加者の資格審査

市長は、入札参加者から公告で指定した書類の提出を求め、入札参加資格の有無を審査することができる。

2 市長は、前項の審査の結果を入札参加者に通知するものとする。

3 前項の規定により入札参加資格を有していないとして通知を受けた者は、市長に対して、その理由について説明を求められることができる。

4 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、当該理由について回答しなければならない。

#### 第7 仕様書等の配布等

入札参加者への仕様書等の配布は、公告で指定した方法により行うものとする。

2 入札参加者は、仕様書等の内容について疑義が生じたときは、市長に対して質問することができる。

3 試行型制限付き一般競争入札に係る現場での説明会は、行わないものとする。

#### 第8 資格の喪失

市長は、入札参加者が開札までに次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該入札に参加させることができない。

(1) 施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当するに至ったとき。

(2) 指名停止等要綱に定めるところにより指名停止の措置を受けたとき。

(3) 暴排要綱に定めるところにより入札参加排除措置を受けたとき。

## 第9 入札の中止等

市長は、試行型制限付き一般競争入札の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札の実施を延期し、又は中止することができる。

(1) 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるとき、その他公正な入札の確保が困難であると認められるとき。

(2) 電子入札案件（規則第2条第9号に掲げるものをいう。）にあつては、同条第8号に掲げる電子入札システムがシステム障害等により使用不能となったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

2 市長は、試行型制限付き一般競争入札の入札参加者が2者未満であるときは、当該入札を中止することができる。

## 第10 落札予定者

予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者）のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。

2 落札予定者となるべき同額の入札をした者が複数ある場合は、くじにより落札予定者を決定するものとする。

3 落札の決定は、第10に規定する資格審査により入札参加資格の確認がとれるまで留保するものとする。

## 第11 落札予定者の資格審査

市長は、入札の落札予定者となった者から公告で指定した書類の提出を求め、入札参加資格の有無を審査し、落札者を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、落札予定者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落札予定者の入札を無効として、その者の次に低い価格をもって入札した者について審査を行うものとし、以後入札参加資格を満たす者が確認できるまで、入札価格の低い者から順次審査を行うものとする。

3 市長は、落札予定者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落札予定者に対してその旨を通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、市長に対して、その理由について説明を求めることができる。

5 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、当該理由について回答しなければならない。

## 第12 落札者の決定

市長は、第10に規定する資格審査の結果、落札予定者の入札参加資格を確認したときは、その者を落札者として決定するものとする。

2 市長は、落札者を決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格の確認を行わないものとする。

## 第13 入札結果等の公表

市長は、試行型制限付き一般競争入札を行ったときは、速やかに入札結果を公表するものとする。

2 市長は、入札参加者名、入札参加者数、入札の経過等については、開札が終了するまで公表しないものとする。

## 第14 準用

第2から第13までの規定は、見積競争の方法による随意契約の場合について準用する。

## 第15 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。

### 附 則（令和3年8月20日要綱第85号）

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。